（信用金庫法施行規則の一部改正）

**第十六条**　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第十七号中「又は第五項」を「、第五項又は第七項」に改める。

第三十八条第一項第一号中「会計監査人（」の下に「第百七十条の二の二第三項及び第百七十条の二の十を除き、」を加える。

第五十条第六項中「規定する」の下に「類似する取引であつて」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法第五十三条第三項第十三号に規定する信用金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。

第五十三条第六項中「規定する」の下に「類似する取引であつて」を加え、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法第五十四条第四項第十三号に規定する信用金庫連合会の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、第五十条第六項各号に掲げるものとする。

第六十四条第十三項中「第五十三条第八項」を「第五十三条第九項」に改める。

第九十九条の次に次の三条を加える。

（割合の算定）

**第九十九条の二**　法第八十五条の四第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第百七十条の二の十第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（法第八十五条の四第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金庫の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第百七十条の二において同じ。）に金融庁長官により公表されている金庫（次条及び第百七十条の二の二第二項において「すべての金庫」という。）の数で除して行うものとする。

（金庫に対する意見聴取等）

**第九十九条の三**　法第八十五条の四第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、金庫に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、すべての金庫の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、すべての金庫に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第百七十条の二及び第百七十条の二の二第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ　当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ　説明会の開催年月日時及び場所

ハ　金庫は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三　前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2　法第八十五条の四第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一　すべての説明会の開催年月日時及び場所

二　すべての金庫の説明会への出席の有無

三　すべての金庫の意見書の提出の有無

四　提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五　提出を受けた意見書に法第八十五条の四第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3　前項の書類には、金庫から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（業務規程で定めるべき事項）

**第九十九条の四**　法第八十五条の五第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　紛争解決等業務（法第八十五条の四第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）を行う時間及び休日に関する事項

二　営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項

三　紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項

四　苦情処理手続（法第八十五条の四第一項に規定する苦情処理手続をいう。第百七十条の二の六において同じ。）又は紛争解決手続（同項に規定する紛争解決手続をいう。第百七十条の二の三、第百七十条の二の八第二項及び第百七十条の二の九において同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五　その他紛争解決等業務に関し必要な事項

第百二条第一項第四号中ヌをルとし、リの次に次のように加える。

ヌ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)　指定紛争解決機関（法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第百三十二条第一項第四号ハ及び第百七十条の二十五第一項第十八号において同じ。）が存在する場合　当該金庫が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2)　指定紛争解決機関が存在しない場合　当該金庫の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第百十三条中「リスク」の下に「並びに当該金庫が講ずる銀行法第十二条の三第一項に定める措置の内容」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

**第百十三条の二**　銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　次に掲げるすべての措置を講じること。

イ　金庫業務関連苦情（法第八十五条の四第二項に規定する金庫業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ　金庫業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための内部規則（当該業務に関する金庫内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ　金庫業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの内部規則を公表すること。